

# 律令国家の軍事行政における鞠智城

古田 一史

はじめに

白村江の戦いに敗れて以降、西海道から瀬戸内を通つて畿内に至る地域において、唐・新羅の脅威に備えるべく急速に防衛体制が整えられていった。鞠智城もまた、このような防衛施設の一つであつたと考えられている。

鞠智城を築城した記録はない。その史料上の初見は次の記事である。

【史料1】『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申条

甲申、令<sup>三</sup>大宰府<sup>二</sup>繕<sup>一</sup>治大野・基肆・鞠智三城。

同時に繕治されている大野城・基肆城は天智天皇四年（六六五）に築城記事がみえている（二）ことから、鞠智城も同時期の築城とみられ、考古学的な成果もこれと一致している（佐藤二〇一四・矢野二〇一八）。

この後、鞠智城はしばらく史料上から姿を消しており、再び現れるのは九世紀後半となる。

【史料2】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰条・丁巳条

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

丁巳、又鳴。

【史料3】『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉条

己酉、（中略）大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舍悉破、青苗朽失。九国<sup>二</sup>嶋<sup>一</sup>盡被<sup>二</sup>損傷<sup>一</sup>。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴、同城不動倉十一宇火。

【史料4】『日本三代実録』貞觀十七年（八七五）六月二十日条

廿日辛未、大宰府言、大鳥<sup>二</sup>集<sup>一</sup>肥後国<sup>玉名郡倉上</sup>、向<sup>レ</sup>西鳴。群鳥数百、噬<sup>三</sup>拔菊池郡倉舍<sup>葺草</sup>。

【史料5】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条

十六日丙午、（中略）又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

いづれも記述が少ないが、鞠智城に兵庫と不動倉が置かれていたこと、また鞠智城が「菊池（郡）城院」と呼ばれていたことを知ることができる。

鞠智城の沿革については、これを白村江敗戦以降の対外的危機を契機として造営された城であるとみると、基本的には異論はないのであるが、その立地や構造が他の山城と異なっていることから、築城目的やその果たした役割について、多くの研究が重ねられてきた。そこでは、鞠智城が大宰府から南に離れていることから有明海から上陸した敵兵力との戦闘を想定し、あるいは有明海周辺の在地勢力による反抗の抑制を図つたとする見解が提出されている（柿沼二〇一四・堀内二〇一八）。さらに当初は唐・新羅による西海道侵攻を想定したが、その危機が低下するのと並行して、西海道南部に

あつて中央政府の支配に服さない隼人に対する積極的な進出が図られる。先にみた繕治を経て物資・兵力の集積拠点としての機能をも果たしたとされている（菊池二〇一四）。

一方で、鞠智城が再び史料上に現れる九世紀については、史料上にもみえる兵庫や、発掘で多数検出された倉庫とみられる総柱建物など、倉庫的機能が維持されるが、軍事的施設としての性格は低下する（熊本県教育委員会一〇一二）。この段階では、鞠智城がなぜ維持されているのかが主要な問題となる。

鞠智城は対外危機を契機として築城されて以来、時期的な変遷とともに多様な機能を果たしていた。それゆえ、その築城・維持の目的を一つに定めようとするよりも、律令国家の形成・展開に沿つて鞠智城が維持され、時に応じた役割を与えられていたという事実をこそ重視すべきである。そして鞠智城を通時代的に理解しようとするとき、やはりその収納施設としての性格が常に保たれてきたことが重要なのではないだろうか。

本稿は右のような意識のもと、鞠智城という個別事例を通じて律令体制、特に軍事を含む地方行政の展開を考察しようとするものである。律令体制の形成・展開について、文献史料からは既に多くの研究が重ねられてきた。その知見を鞠智城という築城から廃絶までの経過を考古学的成果からうかがいうる事例と対照することで、律令地方軍制の変質を具体的に認識することができると期待している。

以下の議論の前提として、まずは鞠智城の考古学的な時期区分を紹介しておく（矢野二〇一八）。

**【I期（七世紀第3四半期～第4四半期）】**  
鞠智城の創建期。城門や土壘・石壘などの外郭施設が構築され、内部に掘立柱建物と貯水池が置かれるなど、城として最低限の機能を備えた。

**【II期（七世紀末～八世紀第1四半世紀前半）】**  
鞠智城の隆盛期。管理棟的建物群や総柱建物群、八角形建物など内部施設が充実する。また、土器の出土料もこの時期が最も多く、多くの人員が配置されたとみられる。

**【III期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）】**

鞠智城の転換期。総柱建物群が掘立柱から礎石建物に建て替えられるなど、施設の耐久性向上が特徴とされる。一方で土器の出土はほとんどなく、配置人員の縮小など、管理のあり方が変化したとみられる。

**【IV期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）】**

鞠智城の変革期。管理棟的建物群が消滅し、貯水池機能も低下するが、礎石建物は大型化しており、稻穀蓄積機能が中心となつたとされる。

**【V期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）】**

鞠智城の終末期。一部では礎石建物の再建や大型化もみられるが、十世紀中頃には廃城となる。

鞠智城の主要な構成要素としては、当然ながら文献史料上に現れる不動倉と兵庫とが注目されてきた。そこで以下では、正倉に着目して、考古学的成果による鞠智城の時期区分をもとに、収納施設としての鞠智城の持つ意義とその変遷を考え、さらに軍事施設として

の鞠智城のあり方をも検討していきたい。

### 一・鞠智城の築城と律令制

本章ではまず、律令制が形成され、律令国家の地方支配と軍事行政に鞠智城が組み込まれる大宝律令施行前後、鞠智城のⅠ期・Ⅱ期にあたる時期について検討していく。

#### （一）鞠智城の築城と繕治

Ⅰ期は明らかに白村江敗戦による対外危機を意識した施設であった。天智天皇三年（六六四）に設置された烽による情報伝達システムとの関連が想定される（佐藤二〇一四）ほか、「車路」と呼ばれる古代官道と密接な関係を持つことが指摘されており（鶴嶋二〇一）、古代山城を連絡して大津宮にまで至るネットワークを形成していたとの見通しも示されている（木本二〇一）。

一方で、Ⅰ期については築城の背景に、王権と在地勢力との関係が指摘されている。磐井の乱平定後、ヤマト王権が九州に勢力を拡大するにあたり、肥（火）君がその先兵として活躍したとされる（小田・坂上二〇〇六）。そして交通の要地に立地する鞠智城は、肥君と同系で菊池平野一体を拠点とする筑紫火君と朝廷との良好な関係のもとで築城されたという（宮川二〇一三）。さらに鞠智城の築かれた位置には先行する防御性の高い集落が存在し、現地勢力による特殊な集落であると想定されている（木村二〇一八）。鞠智城は、現地勢力による集落を中央の王権が再利用するかたちで築かれた施設であった。

このように、鞠智城は対外的危機を契機とはしながらも、その前

提に中央政府と在地勢力との関係があつたことを重視したい。これについては、いわゆる大化改新以来進展してきた、地方制度の整備と中央集権化の流れの中で理解すべきであると考える。

はじめに述べたように、鞠智城は有明海から上陸して北上する敵への備えであるとともに、現地勢力の反抗を抑制する意味をも持つた。この多方面への有効性を確保するため、中央政府は在地豪族の有した既存の集落を接収し、軍事施設へと転用したのであつた。

七世紀後半、後の郡衙につながるような評家の設置に先立つて、一部では初期評衙ともいべき拠点が置かれ、それらは軍事・交通の要衝に從来の在地豪族による施設を踏襲するかたちで造営されたことが指摘されている（山中一九九四）。鞠智城築城の背景には、このような初期評衙的な特徴に一致するところが多く、単なる防衛施設ではないことがわかる。七世紀の地方支配は在地の社会集団を利用したものであったことが知られている（大町一九七九・鐘江一九九三）。鞠智城もこのような、在地の人々を中央政府の支配下に置くための拠点として、中央政府が在地豪族の権力を引き継いだことを示したのではないだろうか。

これについて注目されるのが、近年有力な鞠智城を含む古代山城を大宰・総領制と関連付ける見解である。北條秀樹氏は九州北部の古代山城や神籠石系山城と近隣の行政施設との関係を指摘し、古代山城の築城が防衛政策の観点のみからは説明できないとした（北條一九九一）。その後、西海道から瀬戸内まで、白村江敗戦後に現れる大宰・総領との関係<sup>(2)</sup>が指摘され、広域行政を担う大宰・総領のもと、律令制的な地方支配の整備が図られ、その拠点として山城が機能したとされている（仁藤一〇一四・森二〇一七）。

鞠智城の築城を前後の歴史的背景に位置付けるこれまでの研究によれば、鞠智城の誕生が歴史的事象としては孝徳朝以来の地方支配整備・中央集権的国家形成の一環であったといつて良いだろう。白村江の敗戦という重大な危機をてこに、律令国家は一挙に地方支配の進展を図つたのであり（吉川二〇〇六）、鞠智城もまた大化改新以来の中央集権化政策が具体的な施設として表出したものだつたのである。そしてこれ以降、鞠智城は律令国家の地方支配とともに浮沈していく。

Ⅱ期において、城の施設が充実するとともに、多くの人員が配置されたことがわかっているが、これは前掲の文武天皇二年の繕治と関わるとみられ、大宰府の管理下で、隼人に対する軍事行動の拠点として活用されたと推定される（佐藤二〇一四・菊池二〇一四）。

なお、後に薩摩国・大隅国となる地域が隼人に対する前線であつたのに対し、肥後国北部に位置する鞠智城は距離がありすぎることから、実際には肥後国南部に拠点を想定し、大宰府と前線とを結ぶ二段階の支援拠点を想定する見解もある（五十嵐二〇一五）。

【史料6】『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉条

丁酉、先是、征<sub>二</sub>薩摩隼人<sub>一</sub>時、祷<sub>二</sub>祈大宰所部神九處<sub>一</sub>、實賴<sub>二</sub>神威<sub>一</sub>、遂平<sub>二</sub>荒賊<sub>一</sub>。爰奉<sub>二</sub>幣帛<sub>一</sub>、以賽<sub>二</sub>其祷<sub>一</sub>焉。唱更国司等<sub>今</sub>薩摩国也。言、於<sub>二</sub>国内要害之地<sub>一</sub>、建<sub>レ</sub>柵置<sub>レ</sub>戍守之。許焉。

大宝二年には隼人征討の事後処理として、薩摩国に防衛拠点を設置することが提起されており、当時の前線は南方に進んでいたことがわかる。鞠智城が直接隼人の脅威にさらされる位置にはなかつたといふ点は首肯しうるものであり、この段階では稻穀・武器などの収納施設としての性格を強めたであろう。

天平期の正税帳からは、兵家稻<sub>三</sub>や軍団糧<sub>四</sub>といった特殊な財源・蓄積の存在が知られる。これらは大税（正税）とは別に、兵部省の管理下で運用されたものと考えられている（吉永二〇〇七）。そして鞠智城の繕治前後の情勢をみれば、八世紀前半期の鞠智城に蓄積された稻穀には、右のような軍事財源というべきものが多く含まれたと考えるのが自然であろう（堀内二〇一八）。

八世紀半ばには軍事行動を伴う強圧的な対隼人政策が停止された（菊池二〇一四）。しかし鞠智城は廃止されることなく、むしろ収納施設としての機能を拡充していく。収納施設としての鞠智城に注目するとき、関連するのが次の史料である。

【史料7】『延暦交替式』和銅元年（七〇八）閏八月十日太政官符

太政官符。大税者、自今已後、別定<sub>二</sub>不動之倉<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>国貯之物<sub>一</sub>。〈郡別造<sub>二</sub>鑑<sub>一</sub>勾<sub>一</sub>〉。国郡司等各税文及倉案、注<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>時<sub>一</sub>定倉<sub>一</sub>。〈後檢下校欠徵所<sub>二</sub>連署<sub>一</sub>人上<sub>一</sub>〉。

和銅元年閏八月十日

和銅元年、著名な不動穀制が開始される。全国的に、稻穀の蓄積自体は不動穀制以前から行われていたとみられるが（菌田一九五七）、八世紀前期に鞠智城内の収納施設拡充が図られた背景には、このような律令国家による稻穀蓄積政策を想定することがで

きるだろう。

正倉は多く郡家などに付随して置かれたが、中には郡家とは別に置かれた例もあり、また正倉にはその管理・運営のための官衙が附属することもあつた（山中一九九四）。八世紀における菊池郡家やその関連遺構とされる遺跡が鞠智城の南の菊鹿盆地に複数確認されており（熊本県教育委員会二〇一二）、鞠智城もこれらと関連しな

がら収納に特化した官衙として運用されたかと思われる（五）。

天平九年度長門国正税帳に「右、所<sub>二</sub>以不<sub>一</sub>レ進<sub>二</sub>不動倉鑑<sub>一</sub>者、依<sub>二</sub>

との注記があることからもわかるように、蓄積された稲が正倉を満たすと、正倉にカギがかけられて不動倉とされた。そのカギを中央に進上させたことは、郡司ら在地豪族の影響を受けやすい地方財源としての稲を中央財源として封じ込めるという理念的な意義を持つたとされる（渡辺一九八九）。さらに、カギの集約という象徴的な行為は、天皇を最高の首長とする律令国家の天皇制イデオロギーを体現するものであるといわれる（平野一九八四・大津一九九九）。

また、稲穀の蓄積に加え、出拳にもクラが関わっていることにも注目したい。七世紀において出拳はクラを拠点に在地豪族によつて行われ、クラそのものが権力の象徴となつていて。そしてこのような在地豪族らの有した稲の頒布という行為を収公したのが律令制下の公出拳であった（三上二〇〇五）。この点でも、地方に設置された倉庫施設には、単なる収納機能以上の意義が認められる。

かつて在地豪族の有した防衛施設的な集落を収公して築城された鞠智城は、戦時に備えた蓄積機能をもとに、律令国家の地方における収納施設として展開した。そして正倉を有するという事実は、単なる食料の備蓄を越えて、律令国家の支配理念に関わる重大な意義を持つていたのである。前節でみたように、鞠智城の設置を含めた七世紀の防衛体制が、実は孝徳朝から続く中央集権的国家体制整備の一過程でもあつたことを踏まえれば、鞠智城は繕治前後でその機能面こそ転換するものの、本質的な意義は一貫していたといえるのではないだろうか。そしてこれ以降、在地豪族からの支配権収公と

いう律令国家の理念を体現する施設として維持されていくことになつたのである。

## （二）鞠智城の築城と律令軍制の形成過程

次に、八世紀前半までの鞠智城の軍事面に注目して検討していく。鞠智城の軍事行政における位置付けを検討するうえでも、当然その起点は白村江敗戦と鞠智城の築城に求めねばならない。その築城の契機からいって、唐・新羅の脅威を想定した天智朝の一連の防衛政策の一環であつたことは疑いないが、さらに前節で述べたように、鞠智城が在地豪族の有した防衛施設的な集落を接收して設置されているらしい点に注目したい。

石母田正氏が述べたように、八世紀の律令国家へと結実する中央集権化政策は国際的契機を前提としたもので（石母田一九七一）、先に述べたとおり、天智朝の中央政府は白村江敗戦という最大の危機をてこにして地方支配を推し進めたのであり、またこれは孝徳朝に始まる中央集権化に連なるものでもあつた。軍制面に着目すれば、国造軍から評制軍、そして律令軍団制への展開はすでに多くの研究によって明らかにされているが、特に山城の造営のための在地における労働力編成が中央政府による民の把握を進展させたとする下向井龍彦氏の指摘は重要であろう（下向井一九九一）。後の評督や郡司のような在地豪族由来の地方官が、中央政府の支配に組み入れられることでかえつて支配力を拡大する面があつた（山口二〇〇四）ように、築城という中央主導の大規模造営事業への協力は在地豪族らの中央政府への依存を強めることになつただろう。

さらに、天武朝にみえる次の記事にも注目すべきである。

【史料8】『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）十一月丙午条

丙午、詔「四方国」曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弩拋之類、不レ応レ存「私家」。咸收「于郡家」。

在地豪族の有する軍隊指揮具（「大角小角、鼓吹幡旗」）を「郡家」（評家）に収納するものであり、まさに在地豪族からの軍事指揮権収公を象徴する政策であった。そして肥後国においては、その拠点として鞠智城が機能したことも十分に考えられるだろう。従来、九世紀の史料上にみえる兵庫を鞠智城築城以来の軍事施設として評価することが多いが、先に述べたクラのあり方を考えるとき、鞠智城の兵庫もまた、律令国家による軍事権の掌握を象徴する施設として存在した時期があつたと考へてもよいのではないだろうか。

ところで、天武朝以降には軍事指揮権の収公と同時に、画一的な地方軍制の形成に向けた政策も重ねられていた。

【史料9】『日本書紀』天武天皇十年（六八二）三月甲午条

甲午、天皇居「新宮井上」、而試發「鼓吹之声」。仍令「調習」。

【史料10】『日本書紀』天武天皇十二年（六八三）十一月丁亥条  
十一月甲申朔丁亥、詔「諸国」習「陣法」。

【史料11】『日本書紀』持統天皇七年（六九三）十二月丙子条

十二月丙辰朔丙子、遣「陣法博士等」、教「習諸國」。

中央における鼓吹の訓練を前提に、諸国の軍事訓練を進めたこともわかる。ところで律令軍団制成立以前には、このような訓練はどこで行われたのかはつきりしない。鞠智城内では大規模な歩兵の陣法訓練に適さないようにも思われるが、あるいは歩兵に指示を伝えるための鼓吹の訓練が行われた可能性もあるう。

鞠智城Ⅰ期は律令国家軍制の形成期でもあつた。鞠智城内の施設

はさほど充実していなかつたとされるから、あまり積極的な役割を想定しきれない方が良いだろうが、築城の背景をふまえると、地方支配・地方軍制の形成に相応の役割を期待されたものと考えられる。

### （三）律令制下の軍事行政

このような鞠智城の役割が一挙に拡大したのがⅡ期であった。前節でみたとおり、鞠智城の施設は充実し、明らかに南方への支配拡大のための拠点として整備されている。そして鞠智城は大宝律令に「筑紫城」として組み込まれるのである（大高一〇一二）。

律令制下で軍事施設の管理体系の頂点に位置するのは兵部省であつた。

#### 【史料12】養老職員令24兵部省条

兵部省（管「司五」）

卿一人。〈掌、内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、朝集、祿賜、假使、差「発兵士」、兵器、儀仗、城隍、烽火事。〉  
大輔一人。少輔一人。大丞一人。〈掌、准「式部大丞」。〉少丞二人。〈掌同「大丞」。〉大録一人。少録三人。史生十人。省掌二人。使部六十人。直丁四人。

その職掌に「城隍」とあるのが筑紫城すなわち大野城や鞠智城などを指すことはすでに大高氏により明らかにされている。しかし実際には大宰府（七）・国司（八）の職掌にも「城牧」とあり、実際の管理は現地の官司で行われたとみられる。それゆえ、『令集解』職員令24兵部省条で「城隍」に付された穴記の説によれば、兵部省は帳簿によつて把握するのみだつたとされている。

そこで、鞠智城のような山城を含め律令国家に城として把握され

た施設がどのように維持されたのかが問題となる。大高氏は、日唐律において防衛用の外郭を有する施設に関する規定<sup>(九)</sup>の比較から、唐に存在した鎮・戍という辺境防衛組織が日本律令には継受されなかつたことを明らかにし、筑紫城こそが外郭施設を有する軍事施設であったとした（大高二〇一一・二〇一二）（10）。

兵部省の「城隍」という職掌は、唐の尚書兵部に由来する。

【史料13】『唐六典』卷第五尚書兵部 職方郎中・員外郎条  
職方郎中・員外郎掌「天下之地図及城隍・鎮戍・烽候之数」、弁其邦国・都鄙之遠邇及四夷之帰化者。凡地図委州府三年一  
造、与「板籍」偕上省。

唐では長官である兵部尚書のもと、分曹の一つ職方郎中が軍事施設の管理を担っていた。そこでは州県や鎮・戍の設備が把握され、さらに三年ごとに地図も更新されたのである。兵部尚書についても「山川要害之図（一一）」を把握するとされ、陸続きで脅威に接する唐に相応しい国土防衛業務を担っていた。

一方兵部省については、地図に関する職掌はなく、諸国からの報告により城の状態を知るようだが、その周辺地形など城の配置や運用には必ずしも関心は強くないようである。勿論『肥前国風土記』にみえるように、城の所在地と周辺情勢程度は認識していたであろうが、例えば前掲【史料6】にみえるように、現地国司らの裁量を前提に城の新設と既存の城の把握を行つたのではないかと推定される。そしてその把握の目的としては、先に述べた兵家稻の運用があつただろう。兵部省は各地の軍事施設の維持に兵家稻が適切に運用されていることを確認することで、大宰府や国司を介した軍事行政を統制していたのである。

これと同様の運用方式が想定され、かつ全国的に展開した兵部省系の施設として駅家がある。永田英明氏によれば、兵家稻と同じく兵部省の管理下にあつたとされる雜官稻に駅起稻があり、その運用を記載した駅起稻帳（一一）が恐らく兵部省に提出されていた（永田一九九七）。律令国家の交通は駅伝制として知られるが、郡家に属する伝制に対し、駅家は財源においても相対的に自立していた（大日方一九八五）。駅家は国司のもとに置かれて兵部省被管の兵馬司に管理されており、緊急時の軍事的伝達網として機能する点では烽と同様であろう。

律令国家成立当初、地方における軍事施設の運用のために、律令国家は一面では在地豪族に依存しながらも、独自の財源を設定するなどして安定化を図つたのであった。そしてこのような施設と財源の帳簿による把握・監査によって国司を統制することこそ兵部省の軍事行政のあり方であり、永田氏の言葉を借りれば兵部省勘会制というべきものであつた。そして筑紫城として律令内に位置付けられ、また城内に兵家稻という軍事施設経営の独自財源を保有することによって、鞠智城は兵部省の軍事行政体系に包摂されたのである。ところがこの兵部省勘会制は、財源の運用と施設の維持を結局は国司に依存するという弱点を抱えていた。それは兵部省の独自財源が失われることで顯在化してくる。次章では、兵部省勘会制が大きく後退する八世紀半ばについてみていただきたい。

## 二、収納施設としての鞠智城と管理行政の再編

本章では、八世紀半ばを中心とする時期、鞠智城の編年ではⅢ期にあたる時期をみていただきたい。まずは律令国家の地方支配の進展と

鞠智城の施設との関わりを確認する。

### (一) 正倉院としての鞠智城

Ⅲ期に入り、鞠智城内の施設が礎石建物に建て替えられていくのも、律令国家の不動穀制の展開と一致している。渡辺晃宏氏は天平八年（七三六）の薩摩国正税帳の分析から、律令制支配の浸透とともに稲穀蓄積も進展し、不動倉が増加したとする（<sup>133</sup>）（渡辺一九八九）。さらにこの時期には、郡稻をはじめとして各種の費目ごとに財源を設定され、出舉によって運用されていたいわゆる雑官稻が、天平年間に正税へと一元化されていった。

#### 【史料14】『続日本紀』天平六年（七三四）正月庚辰条

庚辰、勅、令下諸國雜色官稻、除「駅起稻」以外、悉混中合正税上。

#### 【史料15】『続日本紀』天平十一年（七三九）六月戊寅条

六月戊寅、令「諸國駅起稻、咸悉混合正税」。

先にみた兵家稻についても、伊豆国正税帳には「依「兵部省天平十一年九月十四日符「混合」の注記があつて、天平十一年には正税へと統合されているのである（官稻混合）。これにより、鞠智城に置かれた稻穀収納施設は、基本的に田租や正税を収納した正倉へと一元化されたと考へてよいだらう。

なお、兵家稻混合の背景には、天平七年（七三五）からの疫病流行を受けた社会復興政策として、軍団兵士制が停止されたことがあつる（吉川二〇〇六）。

#### 【史料16】『続日本紀』天平七年八月丙午条

丙午、大宰府言、管内諸國、疫瘡大発、百姓悉臥。今年之間、欲レ停「貢調」。許レ之。

【史料17】『類聚三代格』卷十八軍穀兵士鎮兵事 延暦二十一年

（八〇二）十二月太政官符所引天平十一年五月二十五日兵部省符

兵部省去天平十一年五月廿五日符、被「太政官符」、奉レ勅、諸國兵士皆悉暫停。但三関并陸奥出羽越後長門并大宰管内諸國等兵士依レ常勿レ改者。

西海道は対外防衛の前線であることから、軍団兵士制停止の対象外となつてはいるが、そもそも疫病が西海道から発したことを考えれば、その甚大な被害により西海道諸国に置かれた軍事施設の運営も見直された可能性はある。

#### 【史料18】『続日本紀』天平十一年六月癸未条

癸未、縁「停「兵士」、国府兵庫、点「白丁」、作「番令」守之。

軍団兵士制停止地域では、兵士に代わり白丁を動員して、国府や兵庫など最低限の守衛を確保している。これを参考にすると、すでに隼人との大規模な戦闘も終結し、隼人と直接接することもない鞠智城では、最低限兵庫・正倉の守衛が行われれば足りたのであり、配置する人員の大幅な縮小が行われたはずである。Ⅲ期になつて鞠智城内の土器出土量が激減する背景には、隼人に対する軍事行動の終結とそれに続く大宰府管内の疫病を想定することができるだらう。

人員を縮小する一方で、収納施設としての機能が強化されたことについては、律令国家によるイデオロギー政策としての賑給が正倉の動用穀などを財源として行われたことも見逃せない。飢饉や災害のほか、天皇の即位のような国家的大事に際して行われた賑給は、社会政策であつただけでなく、律令国家のイデオロギー政策でもあつた（寺内一九八二）。そして正倉に蓄積された田租を財源とすることには、天皇の財源としての正倉からの給付という意義があつ

た（武井二〇一）。鞠智城に多くの人員を割いて軍事施設として維持する必要性は低下しても、社会政策・イデオロギー政策の拠点として稲穀蓄積機能を維持・拡大することは要求され続けていたのである。

八世紀半ばから後半には次のような指示が出されている。

【史料19】『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅

勅、諸国正倉、如レ理不レ造、多有レ破壊朽損。税穀亦就レ村里、借レ用他倉。自今以後、勤加レ修蓋。若有レ怠緩、国郡官人、依レ法科レ罪。

天平勝宝元年八月四日

【史料20】『続日本紀』天平神護二年（七六六）九月戊午条

九月戊午、勅、比見レ伊勢・美濃等国奏、為レ風被レ損官舍数多。非レ但毀類、亦亡二人命。昔不レ問レ馬、先達深仁。今以レ傷レ人、朕甚悽歎。如聞、国司等、朝委未レ称、私利早著。倉庫懸磬、稻穀爛紅。已忘レ暫勞永逸之心、遂致レ雀鼠風雨之恤。良宰莅レ職、豈如レ此乎。自レ今以後、永革ニ斯弊、宜レ令下諸国具錄ニ歲中修理官舍之数、付ニ朝集使、毎年奏聞上。国分ニ寺亦宜レ准レ此。不レ得下仮ニ事神異、驚中人耳目上。

律令国家は八世紀後半においても、諸国の正倉を維持することに強い関心を示していたのである。その背景として、時代は下るが次の史料が注目される。

【史料21】『類聚三代格』卷十二正倉官舍事 承和九年（八四二）二月二十五日太政官符

太政官符

応レ修理正倉一事

右案ニ太政官去延暦廿四年四月四日符ニ備、右大臣宣、奉レ勅、奉ニ為崇道天皇、諸国造ニ正倉、取ニ納正税者。仍須下國司據已上一人專ニ當其事、郡別造レ倉納中稻冊束上。其造制者准ニ納物數ニ、所レ須料者宜レ用ニ正税者。今被ニ正三位行中納言兼左兵衛督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣ニ備、奉レ勅、件倉若有ニ損失者隨即修造。自外之事ニ依ニ前符ニ。

承和九年二月廿五日

崇道天皇すなわち早良親王のために、諸国に正倉を置いて正税を納めたことがみえる。大津透氏は、全国の郡に正倉を設置して稻を納めるという行為と天皇とは不可分の関係にあつたことを指摘してお

り（大津一九九九）、傾聴すべき見解である。

従来鞠智城が維持されることについて、食料備蓄機能を指摘する研究は多い。しかし正倉の存在それ自体の有する意義を考えるとき、律令国家のイデオロギー政策の一環として、一度設置された正倉、特に不動倉などを容易に廃止することはできず、これを維持すること自体に意義を見いだしていた可能性を指摘しておきたい。

## （二）兵部省勘会制の後退と官舍としての鞠智城

天平十一年に駆起稻や兵家稻といった固有財源を喪失したことは、兵部省勘会制に大きな影響をもたらした。官稻混合それ自体は、兵家稻などの安定的な運用を可能にする積極的な措置と評価できるが、これにより軍事施設の維持など兵部省の軍事行政は、民部省による正税管理に全面的に依存する状況となつた（永田一九九七）。ここに兵部省勘会制は大きく後退し、実質的には民部省勘会制に包摂されることとなつたのである。この頃から、律令国家の軍事行政

が一般の地方行政、特に財政の中に取り込まれる傾向を生じたものと考えられる。

このように地方軍事行政が容易に一般地方行政に統合されたのは、律令国家の財政構造の特徴による。一九九九年の北宋天聖令の発見と、二〇〇六年の公刊により、日唐律令制の比較研究は急速に進展した（<sup>24</sup>）。なかでも発見された篇目に賦役令が含まれたことで、日唐間の財政構造の相違が浮き彫りにされてきた。それによると、唐の財政構造は、中央の度支を中心として、中央政府の運営費や全土の軍事費などについて予算を編成し、各官司・各地方の必要量の割り当てに応じて、全国から徵収された調などが生産地から消費地へと廻送（外配）されたのである（大津一九八六・武井二〇一〇）。これに対し、日本律令制では唐令に特徴的であった外配規定を欠き、地方軍事行政の経費は全面的に諸国の財政に依存するものであつた（武井二〇一〇）。

そもそも律令国家の地方支配は、郡司をはじめとする在地豪族の支配力に立脚していたことはよく知られている。そして行政・軍事の未分化な評は、大宝律令において郡司（行政）と軍毅（軍事）に分化した（橋本一九七三）。そしてこれら郡司・軍毅に対する指揮・統率を行い、中央政府による在地豪族からの支配権収公を担つたのが国司であった。その結果、軍事行政と一般行政とは国司において統合され、これを中央の八省がそれぞれの管掌事項によつて分担・監査していたのである。このようにみると、兵部省の勘会業務が兵部省勘会制に一元化されるのは、行政手続の合理化といえる。

このようにして、地方に置かれた軍事施設は、民部省一国司による管理体制のもと、恐らく通常の官舎と同様に管理されるよう

なつたのである。ところで、前章で兵部省による軍事施設の把握は帳簿上の管理であるとする穴記の説をみたが、この帳簿に相当する文書は、管見の限り史料上に現れないものである。兵家稻の混合以降、兵部省による軍事施設の管理はほとんど実効性を持たなくなつてしまつたのではないだろうか。

律令制に組み込まれた筑紫城についても、同様の状況が想定されるが、鞠智城に注目するとき、その管理の主導権が大宰府にあるのか肥後国司にあるのかが問題となる。私見では、肥後国司が正税を運用して管理し、これを大宰府が正税帳の監査を通じて把握するという関係を想定する。春名宏昭氏によれば、大宰府は中央の八省に類する構成で、管内諸国に対して公文勘会を通じて強力な統制を行うべき存在であつたという（春名一九九七）。特に八世紀半ばには隼人に対する軍事行動の終息もあり、鞠智城に大宰府官人が直接出向する必要性も薄い。大宰府から距離のある鞠智城は、前節で述べたように官舎・正倉としての性格を強めていたこともあつて、肥後国司からの行政報告を通じた管理になつていただろう。

このようにして、鞠智城は肥後国司のもと、官舎として把握されることとなり、兵部省の監督下を離れたものと思われる。一方前掲【史料20】にみえるように、官舎についてはむしろ管理の強化が指向されていていたが、これは現地における官舎維持の不十分な実態をふまえていて、これに注意を要する。これ以降、官舎として把握された鞠智城は、国司による管理不徹底という律令国家全体の傾向の中で、徐々に衰退していくことになるのである。

### 三 地方支配の転換と鞠智城の廃絶

本章では、鞠智城が下降傾向に転じて廃絶に向かうⅣ期・Ⅴ期についてみていく。この時期は律令国家全体においても地方支配の変質が顕在化する時期であり、鞠智城が全国的な行政のあり方を反映して衰退していくことが知られるであろう。

## (一) 稲穀蓄積の後退

これまでみてきた通り、七世紀末から八世紀にかけて、鞠智城は律令国家による在地豪族の支配権収公を体現する施設として維持されてきた。その中心的施設はやはり正倉である。

Ⅳ期に入つても正倉は維持された。礎石建物が大型化し、同時期の大野城と同規模の正倉が建てられたことは、律令国家が鞠智城の正倉に依然として関心を抱いていたことを示す（矢野二〇一八）。またこの時期には鞠智城内で再び土器が現れる。一方この頃から管理制度的な施設や貯水池など、官衙としての鞠智城の機能は低下していき、ついにⅤ期には鞠智城自体の廃絶を迎えるのである。

Ⅳ期に鞠智城内で土器が確認され、文献史料上にも再び鞠智城が現れることについて、従来は九世紀の新羅海賊問題や、鞠智城周辺地域の治安悪化などを理由として説明されてきた（加藤二〇一六・野木二〇一七）。特に有明海周辺地域で新羅と通謀した反乱計画がみられたこと（二五）や、実際に大宰府管内に襲撃が起こったこと（二六）などからも、対外的危機が現実味を帯びていたことは事実であろう。とりわけ寛平五年（八九三）に肥後国飽田郡への襲撃が発生した（二七）ことは重大な影響をもたらしたと思われる。また、向井一雄氏は、肥後国における公営田制との関連を指摘し、生産された稻穀を保管するにあたり、群盜の脅威から守りやすい鞠智城が利用されたので

はないかとする（向井二〇一四）。

新羅海賊や国内の群盜など、防衛・治安に鞠智城の存続理由を見いだす見解は、九世紀半ば以降に關しては首肯しうるもの、八世紀後半から九世紀前半にかけて鞠智城が存続したことを説明するのが難しい。貞觀年間頃までの西海道の防衛政策は大宰府・鴻臚館を中心にしており（加藤二〇一六）、八世紀後半から鞠智城が一時的に停廃されていたとの見方もある（向井二〇一四）。

しかし、鞠智城を正倉院として評価するとき、前章でも述べたように律令国家は一貫して官舎・正倉の維持を図っているのであるから、鞠智城の一時的な停廃を想定する必要はない。むしろ【史料21】において確認したように、少なくとも中央においては、天皇権力と密接に結びついた施設としての正倉は、九世紀に入つてもなお維持されるべきものと認識されていた。そして実際にも、中央政府は地方の正倉を維持すべく指示を発していたのである。

【史料22】『類聚三代格』卷十二正倉官舎事 延暦十年（七九一）

二月十二日太政官符  
太政官符

応レ造<sub>二</sub>倉庫<sub>一</sub>事

右被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>偁、奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞、諸国倉庫犬牙相接。縱一倉失<sub>レ</sub>火者、百庫共被<sub>二</sub>焚焼<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>事商量、理不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>然。今欲<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>旧倉<sub>一</sub>、恐勞<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。自今以後、新造<sub>二</sub>倉庫<sub>一</sub>、各相去必須<sub>二</sub>十丈已上<sub>一</sub>。地有<sub>二</sub>寛狭<sub>一</sub>隨<sub>レ</sub>便議置。但旧倉者修理<sub>二</sub>之日亦宜<sub>一</sub>改造<sub>一</sub>。

延暦十年二月十二日（統紀第冊）

八世紀末、中央政府は諸国の正倉があまりに過密に設置されたため

に、火災の被害が拡大することを指摘して、その設置に指針を与えて

いる。加えて、従来の正倉についても修理の日に改造することとし、正倉の維持を図つたのである。少なくとも中央政府の認識として、鞠智城内の正倉を廃止する必要性は薄いのではないだろうか。

なお、IV期には鞠智城内に大野城と同規格のクラが建てられており、その背景に米の生産量増加が想定されている（矢野二〇一八）。九世紀における肥後国は大宰府管内隨一の生産力を有しており、菊鹿盆地における生産物集約の拠点として鞠智城を維持する意義は失われていない（一八）。

一方で、八世紀末以降には全国的に財政支出が増大する傾向を生じた。延暦期には、不動穀の蓄積も、疫病に苦しんだ天平期に続いて二度目の停滞を迎えることになる（一九）。

【史料23】『類聚三代格』卷八不動動用事 大同三年（八〇八）八月三日太政官符

太政官符

応<sub>下</sub>年中雜用停<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>新穎<sub>一</sub>先盡<sub>中</sub>旧穀<sub>上</sub>事

右<sub>二</sub>撫令條<sub>一</sub>、凡貯積者稻穀粟支<sub>二</sub>九年<sub>一</sub>。又太政官去天平十二年八月十四日符<sub>レ</sub>、其官用便用<sub>二</sub>遠年不動穀<sub>一</sub>。天平宝字七年三月廿五日符<sub>レ</sub>、不動倉鈎匙自今以後進<sub>二</sub>上於官<sub>一</sub>。但穀

有<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>用、臨<sub>レ</sub>時請<sub>レ</sub>之者。然則貯支之事既立<sub>二</sub>年限<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>曰<sub>二</sub>

不動<sub>一</sub>必有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用。而諸國司等不<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>公平<sub>一</sub>、頃年所<sub>レ</sub>行既乖<sub>二</sub>

令格<sub>一</sub>。遂令<sub>下</sub>遠年旧穀徒損<sub>二</sub>倉中<sub>一</sub>、救<sub>レ</sub>急之儲誠非<sub>中</sub>其資<sub>上</sub>。今被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>下</sub>自今以後、年中雜用除<sub>二</sub>進<sub>レ</sub>官春米<sub>一</sub>以外、停<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>當年新穎<sub>一</sub>、先盡<sub>二</sub>遠年不動<sub>一</sub>、當年所<sub>レ</sub>輸新穀即委以為<sub>中</sub>不動<sub>上</sub>。但論定本穎及公解等之類、並依<sub>二</sub>

大同元年八月廿五日符<sub>一</sub>收<sub>レ</sub>穎。

大同三年八月三日

国司は財政支出に乗じて、本来使用すべき旧年の不動穀ではなく、新たに収納した穎稻を使用していたという。ここで、支出に際しては不動穀を開用することが前提となつていてことに注意したい。諸国の不動穀は中央財源として消費される傾向にあったのである（渡辺一九八九）。特に八世紀末以来の調庸未進を補うための正税による必要物の交易や、九世紀に拡大する中央官人らへの給付財源としての不動穀の消費は、蓄積された稻穀の減少を早めただろう（早川一九六五・武井二〇一〇）。

このような稻穀消費の拡大と並行して、地方支配の基本的なあり方も変化していた。律令国家は在地豪族から国司に支配権を収公することで、中央政府の意向を末端まで直接実現させうる体制を形成し、地方における官僚制的な支配を浸透させていった（吉田一九八二・大津一九九三）。しかしこれにより、従来の在地豪族に依存した租税の収取は困難となり、調庸の違期・未進などの弊害を生じたのであった。中央政府は当初国司統制をもつて臨んだが、九世紀半ばには積極策を打ち出さなくなり、正税支出来による必要物の貢納が定着した（吉川二〇〇六・武井二〇一四）。

こうして地方財源の中央財源への転化の過程で正税や不動穀の消費が進んでいくこととなる。そして中央政府は地方における租税収取を維持するため、郡司以下の在地勢力に対する国司の支配力を前提として権限と責任を国司官長へと集中させていき、九世紀後半に受領制が形成されていく（佐藤二〇〇二）。同時期に奈良時代の天皇による宗教的・呪術的権威による支配からの脱却が進み、地方

において正倉はかつてのような権威の象徴ではなく、実際的な財源となつていつたのであろう（二〇）。そして中央政府が正倉の維持を命じるにもかかわらず、実際には他の官舎と同様に十分な管理がなされない状況は拡大していく（二一）。

## （二）正倉の無実化と鞠智城の廃絶

さらに九世紀後半には、各地の正倉・不動倉の形骸化が一層進展した。

【史料24】『類聚三代格』卷八不動動用事 貞觀八年（八六六）十二月八日太政官符

太政官符

### 応<sub>レ</sub>禁<sub>三</sub>制<sub>二</sub>輒<sub>一</sub>開<sub>二</sub>用<sub>一</sub>不動<sub>二</sub>穀<sub>一</sub>事

右不動之物國家貯積、非<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>何<sub>レ</sub>輒<sub>一</sub>開用。而頃年之間、諸國司等寄<sub>二</sub>事公用<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>報符<sub>一</sub>、且<sub>レ</sub>言且<sub>レ</sub>開。須<sub>下</sub>加<sub>二</sub>科責<sub>一</sub>令<sub>上</sub>レ<sub>レ</sub>慎<sub>二</sub>将来<sub>一</sub>、官量<sub>二</sub>權宜<sub>一</sub>、許而不<sub>レ</sub>責、積習為<sub>レ</sub>常。寔可<sub>二</sub>懲肅<sub>一</sub>。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、宜<sub>二</sub>早下知莫<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>更然<sub>一</sub>。若猶不<sub>レ</sub>悛、科以<sub>二</sub>違勅<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>曾寬宥<sub>一</sub>。

貞觀八年十二月八日（三代実録第十三）

国司は公用と称して不動穀を消費していたことが述べられている。

そしてこれは不動穀に限らず、正税をはじめとした地方財政一般にあてはまる状況であった。国司は任国での造営事業に際して、中央に過大な支出を申告する（二二）などの不正を行つていたのである。また、次のような史料もある。

【史料25】『類聚三代格』卷八不動動用事 寛平三年（八九一）八月三日太政官符

太政官符

### 一、応<sub>レ</sub>令<sub>下</sub>開用不動穀遺<sub>不</sub>レ加<sub>二</sub>動用<sub>一</sub>後年委墳<sub>上</sub>事

右得<sub>二</sub>民部省解<sub>一</sub>偁、主稅寮解<sub>2</sub>偁、不動穀者、遠年之儲、非常之備、尋常之時不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>輒<sub>一</sub>用。而或國<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>例年雜用<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>請件穀<sub>一</sub>指<sub>レ</sub>倉開用。假令可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>千斛之穀<sub>一</sub>、猶開<sub>二</sub>万斛

之倉<sub>一</sub>。遺九千斛皆為<sub>二</sub>動用<sub>一</sub>。元來為<sub>レ</sub>例、所司無<sub>レ</sub>責。不動減少職此之由。式云、穀未<sub>二</sub>下盡<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>除耗<sub>一</sub>。然則迄<sub>下</sub>盡日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>不動<sub>一</sub>。而多許之遺、更為<sub>二</sub>動用<sub>一</sub>、求<sub>二</sub>之政途<sub>一</sub>頗乖<sub>二</sub>公平<sub>一</sub>。望請、自今以後、開用倉遺猶為<sub>二</sub>不動<sub>一</sub>、其所<sub>レ</sub>用之穀後年必令<sub>二</sub>委墳<sub>一</sub>。又開<sub>二</sub>用不動<sub>一</sub>事須<sub>三</sub>先盡<sub>二</sub>遠年<sub>一</sub>。而或國<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>言納倉破損<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>開近年不動<sub>一</sub>。須<sub>下</sub>修<sub>二</sub>理其倉<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>旧委納<sub>上</sub>。而開用之後、秩限已滿、不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>亦無<sub>レ</sub>委墳<sub>1</sub>。遂使<sub>二</sub>新穀之資好充<sub>一</sub>用途<sub>1</sub>。九年之貯<sub>一</sub>時永絕。推<sub>二</sub>之物情<sub>一</sub>亦乖<sub>二</sub>理途<sub>一</sub>。重望、殊施<sub>二</sub>嚴制<sub>一</sub>一切禁制者。省依<sub>二</sub>解狀<sub>一</sub>謹請<sub>二</sub>官裁<sub>一</sub>者。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、依<sub>レ</sub>請。但開用遺穀率<sub>二</sub>於本數<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>五分之一<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>更勞<sub>一</sub>委墳<sub>1</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>偏恃<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>每<sub>レ</sub>倉置<sub>上</sub>レ遺。若不<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>返<sub>二</sub>却稅帳<sub>一</sub>。

（中略）

以前条事如<sub>レ</sub>右。宜<sub>下</sub>依<sub>レ</sub>件行<sub>上</sub>レ之。

寛平三年八月三日

国司は一度不動穀を開用すると、僅かな支出であつても、正倉に残された穀を動用穀として容易に持ち出したのである。

また、里倉の増加も正倉の空洞化を進めたとされる。国司は交替時に官物未納の指摘を受けるのを避けるため、正税出拳の本稻やその利稻が百姓の私倉に保管されているとする里倉の概念を持ちだし

た。そこでは百姓の私的な蓄財を里倉への納入として、未進の事実を覆っていたのである（坂上一九八五）。里倉の登場は九世紀初頭にまで遡り、これのために郡家などの正倉が内実を失つて消滅に向かつたとされている（佐藤二〇〇一）。

以上は全国的な傾向であるが、大宰府も同様の事態を避けられなかつただろう。九世紀初期には大宰府が管内諸国への正税帳勘会の実効性を低下させる一方、九世紀後半から大宰府自身が受領化し、中央政府と乖離していく（佐々木一九八四・西別府一九九二）。結局、九世紀の対外的緊張などにより、鞠智城が一時的に注目されることはあつたにせよ、九世紀から一〇世紀にかけての官舎・正倉の無実化を止めることはできなかつたのである。

一般に、八世紀後半から九世紀にかけて、国府の施設が整備されその機能が拡大され、郡家は一〇世紀に入ると遺構が存続せず、衰退していく（山中一九九四）。その背景にはこれまでみてきた不動穀・正税の消費と正倉の無実化がある。鞠智城は一〇世紀半ばに廃絶するが、それまでには著名な『上野国交替実録帳』（一一）にみえるように、破損・無実の正倉が残されるばかりとなつたのではないだろうか。

### （三）軍団制の停廃と軍事行政の転換

鞠智城を官舎・正倉としてとらえたとき、その廃絶には鞠智城の機能面よりも、これを維持・管理する国司のあり方に問題があつたことを確認してきた。そしてこのような地方への国司権力の浸透とそれに引き続く中央政府の国司統制の後退は、軍事行政に関しても全く同様であった。

鞠智城IV期は、管理棟的建物や貯水池が維持されなくなつた点に特徴があるが、これは前節でみたような国司の官舎維持の不徹底に起因する。そして鞠智城の管理に大きな影響を与える出来事として、軍団制の解体を挙げるべきだろう。

延暦十一年（七九二）、三十八年戦争の最中に軍団兵士制が廃止される（二四）。このときは蝦夷と接する最前線である陸奥国・出羽国などに加え、大宰府管内も軍団制を維持している。しかし天長三年（八二六）に至り、大宰府管内の軍団も全面的に廃止され、代わつて少数の選士・衛卒と指揮官である統領が置かれることとなつた（二五）。兵士に代替する選士は全体で一七二〇人、これが四番に分かれて勤務した。大宰府に四〇〇人が充てられていることからすれば、肥後国で常時待機する人数は極めて少ないのである。

さらに盜賊への備えと大野城の修理など従来兵士を充てていた雑務のため、大宰府に衛卒二〇〇人を置いている点が注目される。軍防令53城隍条に定めるように、城の修理には兵士があたつていたのであり、また天平期に最低限の人数に削減はされただろうが、鞠智城の守衛と管理にも軍団兵士があつたはずである（鈴木二〇一〇）。軍団の解体を受けながら、僅かな選士のほかに代替措置を講じられていない状況では、当然国司が兵士以外の労働力を微発して修理にあたらねばならない。恐らくは雑務や正税による給糧によって労働力を動員するのであろうが、前節でも述べた通り、九世紀にそうした業務が適切に行われたとは考えがたい（二六）。

宝亀十一年（七八〇）には、天平四年に定められた大宰府管内防衛の式が大宰府と北陸道に適用されている（二七）が、そこでは敵が上陸した際に動員された軍がまず結集すべき地点を事前に定めると

する。大宰府と西海道南方とを結ぶ要地にあり、また比較的標高も低く、兵庫・正倉を備える鞠智城は、博多湾方向に向かう軍の一時的な結集地点として好適な位置にあつただろう。よつて八世紀末の律令国家が軍事施設としての鞠智城を放棄する積極的な理由はない。このことからも、鞠智城の廃絶の要因には、前節で挙げた正倉の空洞化と、西海道の軍団解体や国司の怠慢による管理体制の崩壊を想定するのが自然ではないだろうか。

なお、軍団兵士制の解体それ自体については、むしろ地方支配の進展の結果として評価するべきであるとされる。すなわち、国司による百姓への直接的支配の進展を背景に、旧来の在地豪族に依存した軍団という機構を解体し、国司がより広い範囲から動員することが可能になつたのである（吉永二〇一五）。実際に延暦十一年の軍団制解体後も大規模な征夷軍の発遣は行われており、軍事動員そのものを放棄したわけではないのである。

しかし軍団制の解体は、軍事行政という点で大きな変化をもたらした。兵部省は兵士を名簿によつて管理していたが、軍団が廃止されたことで、動員の対象は戸籍や計帳など国司が作成する一般行政用の文書に依存するしかなくなつたのである。ここに、天平期の官稻混合に続いて、兵部省による軍事行政の、民部省による一般行政財政への包摂はさらに一段進んだのである。

ここで重要なのは、国司が戸籍・計帳を適切に作成する限り、兵部省はこれによつて動員可能な兵力を推計できるのであり、正税帳が適切に作成される限り微発可能な物資を知ることができる、という軍事行政の全面的な国司依存が生じたことである。これらが一定の効果を持つた八世紀末から九世紀初頭の三十八年戦争期は、まさ

に律令軍制の最盛期であつたと評価できよう。

ところがこうした体制が早々に崩壊することは、すでに前節でみた通りである。国司に対する財政的統制と並行するように、中央政府は九世紀を通じて地方における軍事行政や軍事動員を主導する意欲を失つていく。元慶二年（八七八）に起つた著名な元慶の乱（二八）に際して、大規模な反乱であつたにもかかわらず、中央政府は現地に追討を命じるのみであつて、作戦指揮や三十八年戦争期のような広域に及ぶ大規模軍事編成を行わなかつた。元慶七年（八八三）の上総国における俘囚反乱に際して発せられた太政官符では「但飛駄馳伝、法令自存。自今事非機急、勘拠律令、發遣脚力、申太政官。不レ得専輒馳駄上奏」（二九）と述べるように、中央政府は地方における軍事問題に積極的に関与しない姿勢を示している。さらに寛平期の新羅海賊問題に際しては、象徴的な次の記事がある。

#### 【史料26】『日本紀略』寛平六年（八九四）四月十六日条

十六日戊申、大宰府飛駄使來著上<sub>下</sub>奏被<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>將軍<sub>一</sub>討中平凶賊。即日、以<sub>二</sub>參議藤原國經<sub>一</sub>為<sub>二</sub>權帥<sub>一</sub>。

大宰府から將軍の任命と、恐らくそれに伴う広域から動員された征討軍の派遣が要請されたにもかかわらず、中央政府はついに征討軍を組織することはなかつた。当事国の国司から軍事を担当させる者を選出して対処にあたらせたのであり、一〇世紀に特徴的な押領使の端緒となる（吉永二〇一五）。

このような律令国家の姿勢については、本来国家が行うべき軍事指導の放棄であるとともに、国司による軍事権の拡大でもあり（下向井一九七九）、国司による軍事指揮が機能していると評価されている（吉永二〇一五）。ここでは、国司に成果のみを要求して過程

への統制を放棄する姿勢が、財政を中心とする行政分野における受領制の形成と同時に進行していることを強調しておきたい。

中央政府主導の律令制的な大規模兵力・物資動員が行われなくな  
ると、諸国はその軍事動員を自国の国力に頼ることになる。一〇世

紀には行政機能が国府に集中することは先に述べたが、武器や食料などの軍需物資についても、国府の保有量が動員力を決したのである（寺内二〇一〇・二一〇一）。これら物資は当然国府付属の正倉や兵庫に蓄積されたであろう。このことと、鞠智城に存在した正倉や兵庫の廃絶とは、果たして無関係であろうか。里館翔太氏は、一〇世紀に肥後国府が飽田郡に常置されるに及び、鞠智城の官衙機能が相対的に必要性を低下させ、廃絶に至つたとの見通しを示した（里館二〇一九）。私見では肥後国府に集約された鞠智城の機能こそが、正倉と兵庫という築城以来の収納施設としての機能であつたと考える。鞠智城の衰退は、八世紀的・律令制的な地方支配の変質を反映したものであつたといえよう。

おわりに

日本律令国家は、在地豪族からの支配権収公という指針のもとで地方行政を形成した。そこでは一般行政と軍事行政とが国司において統合されており、常に一体として運用される傾向を有したのである。当初軍事施設などを維持する経費は兵部省の管理下にあつたものの、これが正税に混合されたことで、軍事財政は全面的に民部省一国司のラインに依存した。さらに軍団制の解体に及び、国司は軍事動員・指揮、そして平時の軍事行政を全面的に掌握し、中央はこれを正税帳などにおいて財政的事象として把握したのである。

このような軍事行政の一般行財政への取り込みは、軍事財政を独立させて全国的に運用するという唐のあり方を継受せず、国ごとに運用する形式をとつた日本律令軍事行政の必然的な帰結であつた。

本稿において検討してきた地方支配の概要は右に尽きる。そして本稿は、考古学的に確認される鞠智城の変遷を、律令国家の地方支配に関する時代ごとの全体的傾向の中に位置付けながら、鞠智城が西海道・肥後国にとどまらず、律令国家の全体像を考える素材となるよう山城・官衙遺構であることを示そうと試みた。その結果、鞠智城の時期ごとの変遷は、律令国家の地方行政、そして軍事行政を多分に反映しており、いわばその縮図ともいいうべきものであつたのではないかと考えるに至つた。

筆者の力量不足により、右の試みが成功しているかははなはだ心許なく、また先学の成果によるところも大であつて屋上家屋の議論も多いだろう。しかし、鞠智城の時代ごと、また軍事や行政における個別の機能については、すでに多くの研究が蓄積されているのであり、ここで一度、その成果を律令国家の各時代の像に結びつけてみる必要があると考え、検討を行つた。

受領制そのものの展開や、大宰府管内の軍制、対外的・国内的な危機と対応など、論じ残した点は多く、今後の課題としたい。本稿で示した律令国家の地方行政・軍事行政に関する見通しが、今後の鞠智城研究に僅かでも資するところがあれば僥倖である。

注

(一) 『日本書紀』天智天皇四年八月条。

(二) 大宰・総領は吉備・周防・伊予に置かれたことが確認され、それぞれに鬼ノ城、長門城、屋島城が対応し、さらに同様の広域行政区画として畿内を想定すれば高安城がこれに対応するとされる（仁藤二〇一四）。

(三) 天平十一年（七三九）度伊豆国正税帳（『大日本古文書』二、一九五「一九六頁）。

(四) 天平二年（七三〇）度紀伊国正税帳（『大日本古文書』一、四二一頁）。

(五) 鞠智城の管理主体については、大宰府による直接管理か、あるいは肥後国・菊池郡を介在させた管理か、断定することが難しいが、肥後国や菊池郡の閥与を想定する見解を支持したい（佐藤二〇一四・里館二〇一九）。

(六) 『大日本古文書』二、三六頁。

(七) 養老職員令69大宰府条。

(八) 養老職員令70大国条。

(九) 養老衛禁律24越垣及城条と『唐律疏議』衛禁律24越州鎮戍等垣城条。

(一〇) 日本令において、城の管理を規定した条文は次の二つである。

養老軍防令53城隍条

凡城隍崩頽者、役<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>修理。若兵士少者、聽<sub>二</sub>役<sub>一</sub>隨近人夫<sub>一</sub>。逐<sub>二</sub>閑月<sub>一</sub>修理。其崩頽過多、交闕<sub>二</sub>守固<sub>一</sub>者、隨即修理。役訖具錄申<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>役人夫、皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>十日<sub>一</sub>。

養老軍防令65東辺条

凡縁<sub>二</sub>東辺・北辺・西辺<sub>一</sub>諸郡人居、皆於<sub>二</sub>城堡内<sub>一</sub>安置。其當田之所、唯置<sub>二</sub>庄舍<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>農時<sub>一</sub>、堪<sub>二</sub>當作<sub>一</sub>者、出就<sub>二</sub>庄田<sub>一</sub>。収斂訖勒還。其城堡崩頽者、役<sub>二</sub>當處居戸<sub>一</sub>。隨<sub>レ</sub>閑修理。

『令義解』軍防令65東辺条によれば、両者の相違は守備兵の有無であり、後者は防衛施設があつても守備兵がいなから別の条文をたてたのだという。しかし、『令集解』賦役令37雜徭条の古記によつて、軍防令53城隍条は大宝令では「若兵士少及无者、聽役人夫」とあつたことが知られる。両者を守備兵の有無で区別しようとした『令義解』の説は、条文本

來の由來を知らずに付されたものなのである。

大宝令・養老令間の相違について、大高氏は大宝令段階では兵士のいない山城があつたと想定している（大高二〇一三）。しかし私見では、この兵士のいな城といふのは、唐令に由來する表現であると考へている。

『新唐書』卷五十五志第四十五 食貨五（開元二十四年（七三六）の記事に続けて）

先<sub>レ</sub>是州縣無<sub>二</sub>防人<sub>一</sub>者、籍<sub>二</sub>十八以上中男及殘疾<sub>一</sub>以守<sub>二</sub>城門及倉庫門<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之門夫<sub>一</sub>。（後略）

右に掲げたのは、唐代に州縣の城門守衛にあたつた門夫と呼ばれる徭役労働についての史料である。これによれば、唐の州縣には防人（兵士）が配置されていない場合があつた。兵士がいなのでは、当然彼らが修理にあたるはずはないから、適宜人夫を徵發することになつただろう。そしてそうした前提のもとに存在した唐軍防令文を継受したために、大宝軍防令の城隍条では兵士のいな場合を規定したのである。一方で辺境の郡にも防衛施設を想定する東辺条については、州縣や鎮・戍といつた基本的に城壁を持つ施設とは別に、特に防衛施設を持つべき地域の規定であろう。

(一一) 『唐六典』卷第五尚書兵部 兵部尚書・侍郎条。

(一二) 駅起稻帳の提出については『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月丙辰条や同和銅二年（七〇九）六月乙巳条にみえる。

(一三) 但し鞠智城Ⅲ期の中心を占める天平年間は、不動穀の蓄積が停滞していたとされる（渡辺一九八九）。その背景には、後述する天平年間の疫病流行が考えられる（吉川二〇〇六）。

(一四) 天聖令の紹介とその研究上の意義については大津透氏のまとめがある（大津二〇〇七・二〇一三）。

(一五) 『日本三代実録』貞觀八年（八六六）七月十五日条、同貞觀十二年（八七〇）十一月十三日条など。

(一六)『日本三代実録』貞觀十一年(八六九)六月十五日条には、新羅海賊が博多津に襲来して豊前国の年貢絹綿を略奪したことがみえる。

(一七)『日本紀略』寛平五年(八九三)五月二十一日条には、同月十一日に新羅海賊が肥前国松浦郡に向かつたことを大宰府が報告しており、さらに同年閏五月三日条では、新羅海賊が肥後国飽田郡を襲撃したことが報告されている。

(一八)『続日本後紀』承和元年(八三四)五月癸亥条にみえるように、大宰府は管内諸国に分担させている府官公廨を、天長八年(八三一)から肥後国一国に依存しようとした。結局承和元年には旧に復されたとはいえ、鞠智城に何らかの形で大宰府の管理が及んでいたとすれば、その正倉を維持することは大宰府が財源を確保するためにも有意義であっただろう。

(一九)延暦期の不動穀蓄積の停滞について、渡辺氏は征夷と造都を想定した(渡辺一九八九)。さらに吉川氏は、延暦九年の疫病流行も一因であつた可能性を指摘する(吉川二〇〇六)。

(二〇)古尾谷知浩氏の研究によると、大蔵省などの中央保管官司の場合、カギは天皇のもとにあり、これを中務省品官の監物が持ち出すことで、諸司の出納が行われた。そして出納の場には天皇の御覽を代行する中務省官人が立ち会つた。これが一〇世紀に入ると、カギは天皇によらず弁官の許可によつて持ち出されるようになり、いわば官僚制的な運用がなされていく(古尾谷一九九四・一九九五)。これに関して大津氏は、九世紀に入つて律令制を支えていた天皇の宗教的機能が不要となり、官僚機構による自律的な運用が可能になつたとの見方を示している(大津一九九九)。本稿で論じている地方のクラについても同様のことがいえるだろう。

なお、八世紀後半から九世紀には政治の場が内裏へと移つたことも、天皇と宮人(女官)にのみ許された内裏という一種のタブーからの脱却であつたとされ(大隅一九九五・吉川二〇〇五)、宗教的・呪術的な天

皇の権威が外形上見えなくなつていくことはこの時期の全体的な潮流であつた。

(二一)『類聚三代格』卷十二正倉官舎事所収の弘仁四年(八一三)九月二十三日太政官符にみえるように、地方の官舎維持についてはすでに九世紀初頭から問題になつていていた。

(二二)『類聚三代格』卷七牧宰事 弘仁十年(八一九)五月二十一日太政官符。

(二三)『平安遺文』四六〇九。

(二四)『類聚三代格』卷十八軍毅兵士鎮兵事 延暦十一年六月七日勅。

(二五)『類聚三代格』卷十八統領選士衛卒衛士仕丁事 天長三年十一月三日太政官符。

(二六)『類聚三代格』卷十二正倉官舎事に收める弘仁二年(八一)九月二十四日太政官符では、上総国の事例ながら、国司が官舎修理に人々を使役しながら給付を与えないため、延暦十九年(八〇〇)に破損が大きければ事前に申請のうえで給糧することが命じられた。ところが適切な修理は行わらず、正税を必要以上に浪費する状況になつたため、再び給糧を停止したという。このように、九世紀初頭より、官舎を適時修理するという中央政府の意向は遵守されなかつた。

(二七)『続日本紀』宝龜十一年七月丁丑条・同戊子条。

(二八)元慶の乱の過程は『日本三代実録』によつて知られる。その整理は中村光一氏による(中村一九九三)。

(二九)『日本三代実録』元慶七年二月二十一日条。

## 参考文献

- 五十嵐基善 二〇一五 「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』三  
石母田正 一九七一 『日本の古代国家』岩波書店  
大隅清陽 一九九五 「九一〇世紀の日本」『岩波講座日本通史 第5巻』

- 岩波書店（一章を吉田孝氏、二章を大隅氏、三章を佐々木恵介氏が分担）  
 大高広和 二〇二一 「律令継受の時代性」 大津透編『律令制研究入門』  
 名著刊行会
- 大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一
- 大津透 一九八六 「唐律令国家の予算について」『日唐律令制の財政構造』  
 岩波書店 二〇〇六所収（一九八六年の論文に一九九〇・二〇〇〇年の論文を追加して所収）
- 大津透 一九九三 「律令国家の展開過程」『律令国家支配構造の研究』岩波書店
- 大津透 一九九九 「クラとカギ」『古代の天皇制』岩波書店 一九九九所収
- 大津透 一〇〇七 「北宋天聖令の公刊とその意義」 大津透編『律令制研究入門』名著刊行会 二〇二一所収
- 大津透 一〇一三 「古代日本律令制の特質」『思想』一〇六七
- 大町健 一九七九 「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房 一九八六所収
- 小田富士雄・坂上康俊 二〇〇六 「古代史の舞台 西海道」『列島の古代史』岩波書店
- 大日方克己 一九八五 「律令国家の交通制度の構造」『日本史研究』二六九
- 柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二
- 加藤友康 二〇一六 「平安期における鞠智城」『鞠智城東京シンポジウム』
- 二〇一五 成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会
- 鐘江宏之 一九九三 「「国」制の成立」 笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上 吉川弘文館

- 菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城」『律令国家の隼人支配』同成社 二〇一七所収
- 木村龍生 二〇一八 「鞠智城の築城とその背景」 大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
- 木本雅康 二〇一一 「大野城・基肄城と車路について」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
- 熊本県教育委員会 二〇一二 『鞠智城跡II—鞠智城第8—32次調査報告』
- 坂上康俊 一九八五 「負名体制の成立」『史学雑誌』九四一
- 佐々木恵介 一九八四 「大宰府の管内支配変質に関する試論」『日本古代の官司と政務』吉川弘文館 二〇一八所収
- 佐藤信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡II—論考編1』熊本県教育委員会
- 佐藤泰弘 二〇〇二 「受領の成立」吉川真司編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館
- 里館翔大 二〇一九 「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」『鞠智城と古代社会』七
- 下向井龍彦 一九七九 「王朝国家国衙軍制の成立」『史学研究』一四四
- 下向井龍彦 一九九一 「日本律令軍制の形成過程」『史学雑誌』一〇〇一六
- 鈴木拓也 二〇一〇 「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一—四
- 蘭田香融 一九五七 「倉下考」『日本古代財政史の研究』塙書房 一九八一所収
- 武井紀子 二〇一〇 「律令財政構造と軍事」『唐代史研究』一三
- 武井紀子 二〇一一 「義倉の成立とその意義」『国史学』二〇五
- 武井紀子 二〇一四 「律令財政と貢納制」『岩波講座日本歴史 第3巻』岩波書店
- 鶴嶋俊彦 二〇一一 「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古

代東アジアの道路と交通』勉誠出版

寺内浩 一九八二 「律令制支配と賑給」『日本史研究』二四一

寺内浩 一九八五 「律令地方財政の歴史的特質」『日本史研究』二七一

寺内浩 一九九四 「大帳・正税帳制度の解体」『受領制の研究』 塙書房

二〇〇四所収

寺内浩 二〇一〇 「九世紀の地方軍制と健兒」『平安時代の地方軍制と天

慶の乱』 塙書房 二〇一七所収

寺内浩 二〇一一 「一〇一一世紀の地方軍制」『平安時代の地方軍制と天

慶の乱』 塙書房 二〇一七所収

永田英明 一九九七 「駅伝馬制管理行政の変質」『古代駅伝馬制度の研究』

吉川弘文館 二〇〇四所収

中村光一 一九九三 「元慶の乱」についての一考察（上）（下）『史聚』

西別府元日 一九九一 「九世紀の大宰府と国司」『新版 日本の古代』三

角川書店 二七二八

仁藤敦史 二〇一四 「広域行政区画としての大宰総領制」『国史学』

二四

野木雄大 二〇一七 「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代

社会』五

橋本裕一 一九七三 「軍毅に関する一考察」『律令軍団制の研究 増補版』

吉川弘文館 一九九〇所収

浜口重国 一九三三 「唐に於ける兩税法以前の徭役勞働」『秦漢隋唐史の

研究』上 東京大学出版会 一九六六所収

早川庄八 一九六五 「律令財政の構造とその変質」『日本古代の財政制度』  
名著刊行会 二〇〇〇所収

春名宏昭 一九九七 「鎮西府について」『律令国家官制の研究』 吉川弘文  
館

平野卓治 一九八四 「令制監物に関する覚書」『史学研究集録』九

古尾谷知浩 一九九四 「中央保管官司におけるカギの管理」『律令国家と

天皇家産機構』 塙書房 二〇〇六所収

吉尾谷知浩 一九九五 「律令中央財政機構の出納体制」『律令国家と天皇

家産機構』 塙書房 二〇〇六所収

北條秀樹 一九七五 「文書行政より見たる国司受領化」『日本古代国家の

地方支配』 吉川弘文館 二〇〇〇所収

北條秀樹 一九八〇 「府支配と西海道」『日本古代国家の地方支配』 吉川

弘文館 二〇〇〇所収

北條秀樹 一九九一 「初期大宰府軍制と防人」『日本古代国家の地方支配』

吉川弘文館 二〇〇〇所収

堀内和宏 二〇一八 「鞠智城と古代西海道の官衙・交通路」『鞠智城と古

代社会』六

三上喜孝 二〇〇五 「出拳の運用」『日本古代の文字と地方社会』 吉川弘

文館 二〇一三所収

宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景」『鞠智城と古代社会』一

向井一雄 二〇一四 「鞠智城の変遷」『鞠智城跡II—論考編2—』 熊本県

教育委員会

森公章 二〇一七 「鞠智城「繕治」の歴史的背景」『史聚』五〇

矢野裕介 二〇一八 「鞠智城の変遷に関する一考察」『大宰府史跡発掘

五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院

山口英男 二〇〇四 「地域社会と郡司制」『日本古代の地域社会と行政機

構』吉川弘文館 二〇一九所収

山里純一 一九八八 「正倉をめぐる諸問題」『律令地方財政史の研究』 吉

川弘文館 一九九一所収

山中敏史 一九九四 『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房

吉川真司 一九九〇 「律令国家の女官」『律令官僚制の研究』 塙書房

一九九八所収

吉川真司 二〇〇五 「王宮と官人社会」『列島の古代史3』 岩波書店

- 吉川真司 二〇〇六 「律令体制の展開と列島社会」『列島の古代史8』岩波書店
- 吉田孝 一九八二 「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店 一九八三所収
- 吉永匡史 二〇〇七 「律令軍団制の成立と構造」『律令国家の軍事構造』同成社 二〇一六所収
- 吉永匡史 二〇一五 「古代国家の軍事組織とその変質」『岩波講座日本歴史 第4巻』岩波書店
- 渡辺晃宏 一九八九 「平安時代の不動殻」『史学雑誌』九八一二

